

様式1別紙（第4条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び野辺地町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、あおもり移住支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に野辺地町から県外に転出した場合：全額
 - (3) 青森県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に野辺地町から県外に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

あおもり移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び野辺地町は、あおもり移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び野辺地町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。